

◎ ポストペイ取扱規則

制定 平成 29. 3 鉄本部達甲第 7 号
改正 2022. 4 鉄本部達甲第 11 号

第 1 章 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という。）が、ポストペイを適用する IC 乗車券による当社線の旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 IC 乗車券のポストペイによる当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

2 この規則が改定された場合、以後のポストペイを適用する IC 乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

3 この規則に定めていない事項については、営業規則、IC 乗車券取扱規程（以下「規程」という。）等に定めるところによります。

4 IC 乗車券による共通利用が可能な線内のうち当社線以外の運送等については、当該社局の営業規則等に定めるところによります。

5 規程第 11 条別表 1 で定める IC 乗車券の一部について、第 6 条第 1 項及び第 11 条の規程を適用しないことがあります。

(用語の意義)

第 3 条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 「PiTaPa」とは、ポストペイと SF の機能を兼ね備える IC 普通券をいいます。

(2) 「PiTaPa 定期券」とは、IC 定期券のうち、PiTaPa を媒体としたものをいいます。

(使用の制限)

第 4 条 次の各号の 1 に該当する場合には、PiTaPa のポストペイ機能は使用することができません。

(1) PiTaPa の発行者が別に定める利用枠を超えたとき

(2) PiTaPa の発行者が別に定める使用制限又は停止を行ったとき

2 IC 乗車券の破損、改札機等の故障又は停電等により改札機による IC 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

(チャージ)

第 5 条 PiTaPa の発行者に申し込むことにより、当該の SF 残額が一定額以下になった場合、改札機等により自動的にチャージすること（以下「オートチャージ」といいます。）ができます。

(利用明細の確認)

第 6 条 規程第 18 条の定めのほか、南海電鉄が定める券売機及び精算機においては、履歴確認日が属する月の前月から起算して過去 6 ヶ月以内（係員処理端末機設置箇所においては過去 15 ヶ月以内）の利用履歴の明細（以下「利用明細」といいます。）を 1 ヶ月ごとに印字し、確認することができます。ただし、利用明細には、他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴も含みます。

2 前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによります。

(運賃の收受)

第7条 PiTaPa は、ポストペイ機能を優先します。

(ポストペイ)

第8条 PiTaPa を使用する場合の運賃は、月初めから月末までの1か月間（以下「利用月」といいます。）ごとに集計します。

2 前項の規定により提供するサービスの種類並びに運賃及び適用方法は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 利用回数割引

ア 運 賃 片道普通旅客運賃の1割を割り引きます。

イ 適用条件 利用月における同一運賃区間の乗車回数が10回を超えた場合、その超えた乗車に適用します。

(2) その他の割引

ア 運 賃 片道普通旅客運賃を、南海電鉄がその都度定める運賃に割り引きます。

イ 適用条件 南海電鉄がその都度定める適用条件により乗車したときに適用します。

3 前項の規定によらない乗車については、当該乗車区間の片道普通旅客運賃を適用します。

4 第2項の規定により計算した運賃において、1銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1銭単位とします。

5 割引ごとの利用月の運賃において、1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てて1円単位とした額とします。ただし、第2項第1号の割引においては、同一運賃区間ごとに行います。

6 利用月の運賃については、当該PiTaPaの発行者又はPiTaPaの発行者が業務を委託する会社が、南海電鉄に立替払いすることで旅客に対する求償債権を取得し、旅客に請求します。

(ポストペイの制限又は停止)

第9条 列車運行不能時等、輸送サービスの提供ができないとき並びに前条の運賃計算を行うコンピュータシステムの異常、通信事業者の通信設備の異常、改札機等の駅端末装置の異常等が発生し、ポストペイが円滑に提供できないと判断したときは、前条に定めるポストペイを制限又は停止することがあります。

(免責事項)

第10条 前条の制限又は停止並びに第4条の制限により、旅客が希望するポストペイを提供できない場合であっても、南海電鉄はその責を負いません。

(障害再製)

第11条 PiTaPaの破損等によってIC普通券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該PiTaPaの発行会社の指定する申込書を南海電鉄が定める駅窓口に提出したときは、当該PiTaPaの再製を行います。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できないときは再製を行わない場合があります。

第2章 P i T a P a 定期券

(PiTaPa 定期券の発売)

第12条 PiTaPa を媒体として PiTaPa 定期券を発売する場合の取扱いは規程第26条によります。

(PiTaPa 定期券購入申込書の様式)

第13条 規程第26条の規定により発売する IC 定期券において、PiTaPa を媒体とした PiTaPa 定期券を発売する場合の申込書の様式は、規程第26条別表3に定めるとおりとします。

(運賃の収受)

第14条 規程第27条の規定により、券面表示区間外を乗車した場合に収受する運賃はポストペイにより収受します。

(氏名等の変更)

第15条 旅客は、PiTaPa 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合、当該 PiTaPa 定期券を南海電鉄が別に定める駅窓口差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 PiTaPa 定期券の記名人本人（小児用 PiTaPa 定期券にあつては記名人本人又は代理人）であることを証明しなければなりません。

(紛失再発行)

第16条 規程第33条の規定により PiTaPa 定期券を再発行する場合、別に定める申込書を南海電鉄が定める駅窓口（取扱時間内に限ります。）に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した PiTaPa 定期券の定期乗車券機能を磁気定期券により再発行します。

- (1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 PiTaPa 定期券の記名人本人（小児用 PiTaPa 定期券にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムで確認できること。
 - (3) 再発行を行う前に PiTaPa 定期券の処理を行う機器で当該 PiTaPa 定期券の使用停止情報が確認できること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する磁気定期券1枚につき紛失再発行手数料220円を現金で収受します。
- 3 第1項により再発行した磁気定期券を紛失した場合、当該磁気定期券の再発行は行いません。
- 4 磁気定期券に発行替えできない PiTaPa 定期券の場合は前各項に準じて取扱い、磁気定期券の代用として特別乗車証を発行します。

(障害再発行)

第17条 PiTaPa 定期券の破損等によって PiTaPa 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が別に定める申込書を南海電鉄が定める駅窓口（取扱時間内に限ります。）に提出したときは、当該 PiTaPa 定期券の再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できないときは再発行を行わない場合があります。